

「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見等及びこれに対する警察庁の考え方について

1 運搬の届出対象の拡大について

都道府県公安委員会への運搬の届出を要する放射性同位元素等の拡大については、

- A型輸送物を届出対象から除外してほしい。

といった御意見がありました。

今回の改正は、国際原子力機関（IAEA）の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」（平成23年1月）等を踏まえ、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第5条の規定により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の一部が改正され、特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等に関する規定が整備されること等に伴い行うものであり、全てのA型輸送物を届出対象とするものではなく、強化セキュリティレベル（その運搬に当たり特定放射性同位元素の防護のための措置が必要なものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの）に該当するA型輸送物に限って、届出対象に追加することとしています。

2 放射性同位元素等運搬届出書について

放射性同位元素等運搬届出書（別記様式第1）については、

- A型輸送物は、専用積載で運搬されない限り、同一車両による一貫した運搬にならず、運搬日時、運搬経路、車両情報等を事前に確定させることが困難であるため、簡素化した様式を定めてほしい。
- A型輸送物は、B型輸送物に比べ放射能が低く、放射線障害の防止の観点では、運搬同行責任者の指定、知識及び経験を有する者の同行、運搬方法確認及び運搬物確認が不要であるため、記載項目を簡素化してほしい。

といった御意見がありました。

今回の改正は、特定放射性同位元素の防護のため、都道府県公安委員会への運搬の

届出を要する放射性同位元素等について、強化セキュリティレベルに該当するA型輸送物を追加するものであり、その運搬に当たっては、B型輸送物と同様、許可届出使用者等において、適切に運搬計画を立てていただき、届出を受けた都道府県公安委員会において、記載項目によっては該当がないことも含め、その運搬計画の内容を可能な限り具体的に把握した上で、適切に指示等を行う必要があります。

このため、強化セキュリティレベルに該当するA型輸送物についても、B型輸送物と同一の様式による届出を求めることとしています。

3 運搬の届出手続について

都道府県公安委員会への運搬の届出手続については、

- A型輸送物の届出期限を軽減してほしい。
- 運搬日時について、幅を持った日程を設定したり、運搬当日までに変更したりすることは可能か。
- 放射性同位元素等運搬届出書について、自由度の高い記載を認めてほしい。

といった御意見及び御質問がありました。

放射性同位元素等運搬届出書の提出期限については、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）第2条第3項の特例規定により、運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会が急を要するやむを得ない理由があると認めた場合には、その認めた日とすることとしています。

また、届出事項の一部の内容が不確定である場合には、最も可能性の高い内容を記載するなどして届出を行った上で、その内容が確定した際に、（届出を行った運搬と同一のものと認められない場合を除き、）放射性同位元素等運搬届出書の記載事項の変更手続によって対応することが可能です。

4 その他

今回の改正の内容に対する直接の御意見ではありませんが、特定放射性同位元素の放射能の算定方法、車両による運搬時の防犯カメラの活用等に関する御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。